

# “ヘルス・マネジメント認定制度” を活用して健康経営®をはじめよう！



協会けんぽ島根支部  
キャラクター  
しまめちゃん

## Q ヘルス・マネジメント認定制度とは

ヘルス・マネジメント認定制度は、事業所が健康経営に  
取り組みやすくなる支援をするため、島根県や関係団体と  
連携し、協会けんぽ島根支部が運営する認定制度です。

(※)「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

5年連続認定★  
かつ一定基準クリア

一定の基準  
をクリア

表彰

健康づくり  
スタート

認定

健康宣言

【ヘルス・マネジメント認定制度イメージ】

## Q 「健康経営」って何をしたらいいの？

### 協会けんぽへ「健康宣言」をする



#### STEP 1

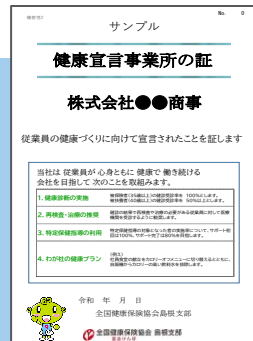
事業所の健康課題に基づいた「健康宣言」を行うことがまず第一歩です。  
まずは、協会けんぽ島根支部に「事業所カルテ送付依頼書」をご提出ください。  
事業所の健康課題が一目で確認できる「事業所カルテ」※をお届けします。自  
社の健康課題を見つけて健康宣言をしましょう。

(※) 事業所の規模や当協会が保有する健診結果等のデータの有無によっては、県内同業種と全国  
同業種を比較した「健康度カルテ【業態別】」の提供となります。

### 協会けんぽのサポート制度を活用する

#### STEP 2

「健康宣言」をすると協会けんぽ島根支部から「健康宣  
言事業所の証」が届きます。  
社内に掲示し、健康づくりに取り組みましょう。  
具体的な健康づくりの取り組みの第一歩として、協会け  
んぽのヘルス・アップサポート事業やYouTube公式  
チャンネルで公開している動画を活用してみましょう。



### 「ヘルス・マネジメント認定」を目指す



#### STEP 3

ヘルス・マネジメント認定基準チェックシートに基づいて社内の取り組み状況  
をチェックしてみましょう。採点結果が認定基準を超えている場合、協会けん  
ぽ島根支部へチェックシートをご提出ください。  
認定となった場合、協会けんぽ島根支部と島根県の連名で認定証を交付します。  
また、5年連続認定し一定の基準をクリアすると、表彰対象となります。  
認定を目指してできることから取り組んでみましょう！

「ヘルス・マネジメント認定」の申請方法等について、ホームページで検索

検索ワード

協会けんぽ ヘルス・マネジメント認定制度

検索

二次元コード



協会けんぽのサポート制度は裏面を確認！！

# ヘルスアップサポート事業のご紹介

協会けんぽ島根支部では、職場の健康づくりに取り組む事業主・加入者の皆さまの活動を支援するため、ヘルス・マネジメント認定制度にエントリー（健康宣言）していただいている事業所を対象に以下のようなサポート事業を**無料**で行っています。  
この機会にぜひご活用ください！

## 健康づくり出前講座

以下の項目について経験豊富な専門家が講師として事業所へお伺いし、従業員の皆さまへご説明します。

- **生活習慣病予防**
- **食生活**
- **禁煙**
- **熱中症**
- **メンタルヘルス**
- **治療と仕事の両立支援**
- **お口の健康**
- **仕事が原因の体調不良の改善**
- **運動習慣の定着**
- **女性の健康**



(出前講座の様子)

## 健康測定機器レンタル

従業員の皆さまが健康づくりに対する意識を高めていただけるよう、健康測定機器をレンタルします。



お問い合わせ先

〒690-8531 松江市殿町383 山陰中央ビル2階  
全国健康保険協会島根支部 保健グループ  
電話：0852-59-5139（代表） 営業時間：8：30～17：15（土日・祝日除く）

